

○群馬県道路占用料徴収条例

昭和二十八年四月一日条例第三十二号

改正

令和 五年 三月二二日条例第二二号

群馬県道路占用料徴収条例をここに公布する。

群馬県道路占用料徴収条例

(目的)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号、以下「法」という。）第三十九条の規定に基づき、県が法第三十二条第一項又は第三項の規定による道路の占有（電線共同溝に係る占有にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項に規定する電線共同溝の占有。以下「占有」という。）の許可を受けた者から徴収する道路の占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法について、定めることを目的とする。

(占用料の額)

第二条 占用料の額は、別表の通りとする。

(占用料の徴収方法)

第三条 知事は、占有の許可をした日（電線共同溝に係る占有にあつては、電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が占有の許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）から一月以内に、占有の期間（電線共同溝に係る占有にあつては、電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が占有の許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間。以下同じ。）に係る分の占用料を一括して、納入通知書により徴収するものとする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2 占有の期間が一年未満で、翌年度以降にわたる場合の占用料は、前項ただし書の規定にかかわらず、当該占有の許可をした年度に一括して徴収するものとする。

(占用料の減免)

第四条 知事は、次に掲げる占有物件に係る占用料については、これを減額し、又は免除することができる。

一 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

三 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

四 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

五 前各号に掲げるもののほか、別表に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で、知事が定めるもの
(占用料の還付)

第五条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、法第七十一条第二項により許可を取り消したときは、その翌月以降の占用料は、還付するものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行について、必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路の占用の許可を受けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月二十六日条例第三十九号）

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路の占用の許可（許可の期間が一年未満である場合を除く。）を受けて存する占用物件（この条例の施行の日以後に当該許可に係る期間が更新される占用物件を含む。以下「既存占用物件」という。）について徴収する同日以後の占用の期間に係る占用料の額は、当該既存占用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。ただし、改正後の別表の規定を適用して算定した各年度の占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じそ

れぞれ当該各号に定める方法により算出した額を超える場合は、当該算出した額を当該年度の占
 用料の額とする。

一 令和三年度 当該既存占用物件に係る改正前の別表又は群馬県道路占用料徴収条例の一部を
 改正する条例（平成三十年群馬県条例第四十六号）附則第二項ただし書の規定を適用して算定
 した占用料の額に十分の十二を乗じて得た額

二 令和四年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額（前年度の占用の期間と当該
 年度の占用の期間が異なる場合にあつては、当該年度の占用の期間に相当する期間における前
 年度の占用料の額）に十分の十二を乗じて得た額

3 この条例の施行の際現に道路の占用の許可（許可の期間が一年未満である場合に限る。）を受
 けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二十五日条例第二十六号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二十二日条例第二十二号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表（第二条、第四条関係）

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
法第三十二 条第一項第 一号に掲げ る工作物	第一種電柱	一本に	七三〇円	五一〇円	四二〇円	三八〇円
	第二種電柱	つき一	一、一〇〇円	七九〇円	六五〇円	五八〇円
	第三種電柱	年	一、五〇〇円	一、一〇〇円	八八〇円	七八〇円
	第一種電話柱		六五〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円
	第二種電話柱		一、〇〇〇円	七三〇円	六一〇円	五四〇円
	第三種電話柱		一、四〇〇円	一、〇〇〇円	八三〇円	七四〇円
	その他の柱類		六五円	四六円	三八円	三四円
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ一 メートル	七円	五円	四円	三円
	地下に設ける電線そ	ルにつ	四円	三円	二円	二円

	の他の線類	き一年				
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	六四〇円	四五〇円	三七〇円	三三〇円
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	三九〇円	二七〇円	二三〇円	二〇〇円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		五五〇円	三八〇円	三二〇円	二八〇円
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	四、三〇〇円	一、九〇〇円	九六〇円	六七〇円
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円
法第三十二条第一項第	外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートル	二七円	一九円	一六円	一四円

二号に掲げる物件	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		ルにつき一年	三九円	二七円	二三円	二〇円
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの			五九円	四一円	三四円	三〇円
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの			七八円	五五円	四五円	四一円
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの			一二〇円	八二円	六八円	六一円
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの			一六〇円	一一〇円	九一円	八一円
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの			二七〇円	一九〇円	一六〇円	一四〇円
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの			三九〇円	二七〇円	二三〇円	二〇〇円
	外径が一メートル以上のもの			七八〇円	五五〇円	四五〇円	四一〇円
法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	自動運行補助	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象と	地 長さ一メートルにつき一年	四円	三円	二円	二円

施設	して設置する導線その他の線類	もの その 他の もの の		一三円	九円	八円	七円
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	一本につき一年	一、〇〇〇円	七三〇円	六一〇円	五四〇円	
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積一平方メートルにつき一年	六五〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円
		地下に設けるもの		三九〇円	二七〇円	二三〇円	二〇〇円
	その他のもの			一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円

法第三十二条第一項第四号に掲げる施設			占有面積一平方メートル	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額			
		階数が二のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			
		階数が三以上のもの		Aに〇・〇一を乗じて得た額			
	上空に設ける通路	二、一〇〇円		九三〇円	四八〇円	三三〇円	
	地下に設ける通路	一、三〇〇円	五六〇円	二九〇円	二〇〇円		
その他のもの				一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積一平方メートルにつき一日	四三〇円	一九〇円	一〇円	七円
	その他のもの		占有面積一平方メートルにつき一月	四三〇円	一九〇円	九六円	六七円
道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき一	四三〇円	一九〇円	九六円	六七円

「令」とい う。) 第七 条第一号に 掲げる物件			月				
		その他の もの	表示面 積一平 方メー トルに つき一 年	四、三〇〇円	一、九〇〇円	九六〇円	六七〇円
	標識		一本に つき一 年	一、〇〇〇円	七三〇円	六一〇円	五四〇円
	旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	一本に つき一 日	四三円	一九円	一〇円	七円
		その他の もの	一本に つき一 月	四三〇円	一九〇円	九六円	六七円
	幕（令第七 条第四号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	その面 積一平 方メー トルに つき一 日	四三円	一九円	一〇円	七円
		その他の もの	その面 積一平 方メー トルに	四三〇円	一九〇円	九六円	六七円

			つき一 月				
	アーチ	車道を横 断するも の その他の もの	一基に つき一 月	四、三〇〇円	一、九〇〇円	九六〇円	六七〇円
				二、一〇〇円	九三〇円	四八〇円	三三〇円
令第七条第二号に掲げる工作物			占有面 積一平 方メー トルに つき一 年	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円
令第七条第四号に掲げる工事用 施設及び同条第五号に掲げる工 事用材料			占有面 積一平 方メー トルに つき一 月	四三〇円	一九〇円	九六円	六七円
令第七条第六号に掲げる仮設建 築物及び同条第七号に掲げる施 設			トルに つき一 月	一三〇円	九一円	七六円	六八円
令第七条第 八号に掲げ る施設	トンネルの上又は高 架の道路の路面下 (当該路面下の地下 を除く。)に設ける もの		占有面 積一平 方メー トルに つき一 年	Aに〇・〇一 四を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 六を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 九を乗じて得 た額	Aに〇・〇二 三を乗じて得 た額
	上空に設けるもの			Aに〇・〇二三を乗じて得た額			
	地下(トン ネルの上の ものを除 く。)	階数が一 のもの		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額			
	地下を除 く。)	階数が二 のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			

	けるもの	階数が三 以上のもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに〇・〇三三を乗じて得た額			
令第七条第九号に掲げる施設	建築物		Aに〇・〇一 四を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 六を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 九を乗じて得 た額	Aに〇・〇二 三を乗じて得 た額
	その他のもの		Aに〇・〇一 を乗じて得た 額	Aに〇・〇一 二を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 三を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 六を乗じて得 た額
令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに〇・〇二三を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに〇・〇一 を乗じて得た 額	Aに〇・〇一 二を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 三を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 六を乗じて得 た額
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一 四を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 六を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 九を乗じて得 た額	Aに〇・〇二 三を乗じて得 た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに〇・〇三三を乗じて得た額			
令第七条第十二号に掲げる器具			Aに〇・〇三三を乗じて得た額			
令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一 四を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 六を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 九を乗じて得 た額	Aに〇・〇二 三を乗じて得 た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに〇・〇三三を乗じて得た額			

令第七条第十四号に掲げる器具	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
----------------	----------------

備考

- 一 占有物件の所在地の区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - イ 第二級地 邑楽郡大泉町の区域をいう。
 - ロ 第三級地 前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、北群馬郡榛東村、同郡吉岡町、吾妻郡草津町、佐波郡玉村町、邑楽郡明和町、同郡千代田町及び同郡邑楽町の区域をいう。
 - ハ 第四級地 沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、甘楽郡甘楽町及び邑楽郡板倉町の区域をいう。
 - ニ 第五級地 多野郡上野村、同郡神流町、甘楽郡下仁田町、同郡南牧村、吾妻郡中之条町、同郡長野原町、同郡嬭恋村、同郡高山村、同郡東吾妻町、利根郡片品村、同郡川場村、同郡昭和村及び同郡みなかみ町の区域をいう。
- 二 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 三 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 五 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 六 Aは、近傍類似の土地（令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 七 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは

は〇・〇一メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

八 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が一年未満である場合又はその期間に一年未満の端数がある場合は月割り（占有の期間に一月未満の端数があるときは、一月として計算する。）をもつて計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が一月未満である場合又はその期間に一月未満の端数がある場合は一月として計算するものとする。

九 占有の期間が一月未満である場合の占用料の額は、この表の占用料の欄に定める金額に、当該占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十九条の税率と当該税率に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三の税率を乗じて得た率との合計に一を加えた数を乗じて得た額とする。

十 占用料の額の端数計算は、一件につき、次に定めるところによる。

イ 占用料の額が一円未満の端数があるとき又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

ロ 占用料の額が一円以上百円未満であるときは、百円に切り上げる。